

平成23年12月28日

各位

会社名 SMK株式会社
代表者名 取締役社長 中村哲也
(コード番号 6798 東証第1部)
問合せ先 総務部長 池田俊治
(TEL. 03 - 3785 - 1111)

ストックオプション（新株予約権）の行使の条件変更に関するお知らせ

当社は、平成23年12月28日、会社法第370条（取締役会の決議に替わる書面決議）の規定により、当社従業員、当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行した新株予約権の「新株予約権の行使の条件」の内容を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容

「新株予約権の行使の条件」のうち、「新株予約権行使日の前日の東京証券取引所における当社株式の終値が、1株あたりの払込金額の1.3倍以上であることを要する。」との条件の削除

2. 変更の理由

本新株予約権については、行使の条件を合理的に算定された行使価額の1.3倍以上の価額としておりましたが、当該価額が実勢株価と乖離している状況に鑑み、インセンティブプランの実効性をより高めるため、本新株予約権の全部について、上記の通り行使の条件の変更をするものです。

3. 変更日

平成23年12月28日

4. 変更の対象となる新株予約権の概要

- | | |
|------------------|--|
| (1) 発行取締役会決議日： | 平成23年7月27日 |
| (2) 発行日： | 平成23年8月11日 |
| (3) 発行した新株予約権の数： | 1,141個（注）
(新株予約権の目的となる株式の数1,141,000株) |
| (4) 新株予約権の割当対象者： | 当社従業員、当社子会社の取締役および従業員 |

合計 305 名 (注)

- (5) 新株予約権の行使期間： 平成 25 年 8 月 12 日から平成 28 年 8 月 11 日まで
(6) 新株予約権の発行価額： 無償
(7) 新株予約権の行使価額： 1 株あたり 360 円

(注) 平成 23 年 12 月 28 日時点で、このうち、22 個（新株予約権者 8 名）の新株予約権が消滅しております。

なお、上記新株予約権の詳細につきましては、以下の開示資料をご参照ください。

平成 23 年 7 月 27 日付「ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ」

5. 業績への影響

今回の変更による平成 24 年 3 月期の業績への影響は僅少であります。

以 上